

土岐市立久尻こども園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、当園が利用者に対し説明すべき内容は次のとおりです。

1. 施設運営主体

名 称	土岐市
所 在 地	土岐市土岐津町土岐口2101番地
電 話 番 号	0572-54-1111
代 表 者 氏 名	市長 加藤 淳司

2. 利用施設

施 設 の 種 類	保育所型認定こども園				
施 設 の 名 称	久尻こども園				
施 設 の 所 在 地	土岐市泉町久尻948番地の1				
連 絡 先	電話・FAX 0572-55-5202				
管 理 者	園長 山本 恵里子				
対 象 児 童	3歳以上の子ども及び保育を必要とする3歳未満の子ども				
利 用 定 員	3歳以上		1歳～3歳未満	1歳未満	計
	幼稚園部	保育園部			
	20人	117人	42人	12人	191人
学 級 編 成	年度の初日の前日において同年齢の子どもにより、1学級30人以下で学級を編成				
開 設 年 月 日	令和6年4月1日				
事 業 所 番 号	2121251000172				

3. 施設の目的・運営方針

当園は、以下の運営方針に基づき義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、子どもの健やかな成長を図るとともに保護者に対する子育ての支援を行うことを目的としています。

- (1) 教育・保育の提供にあたっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」といいます。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 教育・保育に関する専門性を有する職員が家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、教育と保育を一体的に行います。
- (3) 園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- (4) 地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がいのある子どもに対する教育・保育を行います。

4. 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷地全体	2,530.0㎡	園庭	982.0㎡
園 舎	構 造	鉄筋サマーコン造	延べ面積	1,039.9㎡

(2) 主な設備

設 備	乳児・ほふく室	保育室	遊戯室	調理室	事務室
部 屋 数	2室	7室	1室	1室	1室
面 積	103.0㎡	323.6㎡	148.0㎡	44.6㎡	26.0㎡

5. 職員状況

(1) 職員数及び職務内容

令和7年4月1日現在

職 種	職員数		職務内容
	正規	非正規	
園 長	1人		園の管理運営を統括します。
副 園 長	1人		園長の補佐を行います。また、苦情の受付を行います。
主幹保育教諭	4人		保育教諭の職務のほか、保育内容について保育教諭を統括します。
保 育 教 諭	5人	18人	教育・保育の提供、家庭との連絡等の業務を行います。

調 理 員	1人	3人	給食の調理を行います。
-------	----	----	-------------

※当園では、岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年岐阜県条例第63号）に規定される基準による職員（保育教諭）の必要数を上回る職員を配置しています。

（2）勤務体制

職種	勤務体系
園 長 ・ 副 園 長	月曜～土曜 7：30～19：00
主 幹 保 育 教 諭 ・ 保 育 教 諭	月曜～土曜 7：30～19：00
調 理 員	月曜～金曜 8：00～17：15

※上記時間の範囲で7時間45分（正規職員の場合）の勤務を行います。ローテーションにより勤務日及び勤務時間帯は異なります。また、職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6. 教育・保育を提供する日及び時間

（1）教育・保育を提供する日

月曜日から金曜日まで。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。また、年始後の期間、お盆期間及び年度末前後の期間は希望保育となります。なお、暴風警報等の気象状況等により休園となることがあります。

上記に加え、幼稚園部については、以下の期間は原則として休業期間となります。

夏 季 休 業	7月21日～8月27日
冬 季 休 業	12月27日～1月7日
学年末及び学年始休業	3月27日～4月3日

（2）教育・保育を提供する時間

教 育 標 準 時 間	8時30分から14時30分まで
保 育 標 準 時 間	7時30分から18時30分までの範囲内で保育を必要とする時間
保 育 短 時 間	8時から16時までの範囲内で保育を必要とする時間

（3）時間外保育（延長保育）

保 育 標 準 時 間	18時30分から19時までの範囲内で保育を必要とする時間
保 育 短 時 間	7時30分から8時まで、16時から19時までの範囲内で保育を必要とする時間

7. 提供する教育・保育等の内容

当園は、子ども・子育て支援法及びその他の関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、教育・保育の提供、子育て支援事業及び延長保育事業等を実施します。

（1）教育・保育及び時間外保育

上記6に記載する時間における保育の提供

①年間行事

入園式、幟おこし、保育参観日、七夕会、運動参観日、遠足、クリスマス会、豆まき、遊びの会、ひなまつり会、お別れ会、卒園式

②定例活動

園外保育、身体測定、避難訓練、防犯訓練、交通安全指導、誕生日会、内科健診、歯科健診
生活・食育指導、遊具安全指導

（2）子育て支援事業

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年文部科学省・厚生労働省令第3号）第2条第2号及び第3号に掲げる事業の実施

8. 食事の提供

（1）食事の提供

児童の年齢に応じ、月曜日から金曜日の間、以下の時間帯に食事の提供を行います。

年齢区分	午前間食	昼食	午後間食	備考
0 ～ 2 歳 児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3 ～ 5 歳 児		11時30分頃	15時頃	

※献立表は毎月別途お知らせします。

※土曜日は市内の土曜保育実施園で保育を提供しますが、昼食の提供はありませんので、お弁当を持参してください。

(2) アレルギー対応

アレルギーがある（疑われる）場合、医師による生活管理指導票を提出してください。
その内容に基づき、保護者と相談の上、除去食・代替食により対応します。

9. 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）、延長保育料及び副食費

世帯の市民税額等に応じ、市が定める保育料（延長保育料）、副食費をお支払いいただきます。詳細については市役所こども家庭課へお問合せください。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる保育料のほか、次に掲げる費用を徴収します。

項目	使途・目的	金額	納付時期
園生活に係る必要物品	当園の活動で使用する個人の物品	実費相当額	入園時
学習費（3歳児以上）	幼児教育に係る物品の購入等	年額1200円	4月・10月
写真等（希望者のみ）	園で撮影した写真等の提供	実費相当額	随時
日本スポーツセンター負担金	園での傷害給付	年額200円	入園時
その他教育・保育において必要となるもの	保護者負担が適当と認められるもの	実費相当額	随時

※上記費用の支払を受けた場合は、口座振替の場合を除き、領収証を交付いたします。

10. 利用の開始及び終了に関する事項

(1) 利用の開始（入園）

当園を利用するにあたっては次の手続きが必要となります。

- ①「土岐市施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育所等入所申込書」を市役所こども家庭課に提出してください。保育園部の利用については、申込書に就労証明書等必要書類を添付してください。
- ②幼稚園部の利用においては、利用希望者が利用定員を上回る場合、抽選による選考を行います。保育園部の利用については、市が保育の必要性に応じた利用調整を行い、その結果により支給認定証及び利用決定通知が交付された後、利用が可能となります。

(2) 退園・転園・変更等

- ①退園・転園をされる場合は、速やかに「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請（届出）書」に必要事項を記載し、園又は市役所こども家庭課に提出してください。
- ②入園の際の提出書類等に変更が生じた場合、上記①と同様に変更申請（届出）書を提出してください。

(3) 利用の終了

以下の場合には当園における教育・保育の提供を終了します。

- ①園児が小学校の就学始期に達したとき
- ②園児の保護者が、子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③園児が集団生活に堪えられないと認められるとき
- ④園長の指示に従わないとき
- ⑤その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11. 嘱託医等

当園は、以下の医療機関等と嘱託医・嘱託薬剤師の契約を締結しています。

	内科・小児科	歯科
医療機関の名称	熊谷医院	林歯科医院
医 院 長 名	熊谷 常康	林 武芳
所 在 地	土岐市泉郷町4-1	土岐市下石町141-2
電 話 番 号	0572-55-2008	0572-57-2313

12. 緊急時の対応及び非常災害対策

(1) 緊急時の対応

緊 急 時 の 対 応	園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合 ①救急車を要請又は土岐市立総合病院等救急医療提供医療機関へ搬送 ②保護者の指定する緊急連絡先等へ速やかに連絡
対 応 設 備	A E D ・ 防 犯 カ メ ラ ・ 非 常 通 報 装 置

防 犯 訓 練	毎月1回以上防犯の訓練を実施
---------	----------------

(2) 非常災害時の対策

非 常 時 の 対 応	別に定める消防計画書により対応
園 舎 の 耐 火 構 造	耐火建築物
防 災 設 備	自動火災報知機・誘導灯・ガス漏れ報知機・非常通報装置・非常階段・消火器・カーテン、敷物等の防災処理
避 難 ・ 消 火 訓 練	毎月1回以上避難及び消火の訓練を実施

13. 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当 園 ご 利 用 相 談 窓 口	・受付担当者 副園長 市川 麻由 ・責 任 者 園長 山本 恵里子 ・ご利用時間 当園開園日、開園時間内 ・電話・FAX番号 0572-55-5202 ※担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
	氏名	役職等	連絡先
第 三 者 委 員	梅村 利明	土岐市家庭児童相談員	電話番号 0572-54-1334
	戸松 陽子	主任児童委員	電話番号 0572-54-1357

14. 虐待の防止

職員による園児への虐待防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施等必要な措置を講じるものとします。

15. 守秘義務及び個人情報の取扱いについて

個人情報は、市が定める条例規則に基づき管理します。また、次に掲げる場合は法令に基づき、第三者に対し、必要最小限の範囲で個人情報の提供又は使用をすることがあります。

(1) 個人情報の提供

- ①円滑な園生活を送ることができるよう、関係諸機関と情報共有するとき
- ②小学校への円滑な移行・接続のため、入学される小学校との間で情報共有するとき。また、要録等必要な資料を送付するとき
- ③緊急時において、病院その他関係機関に対し、必要な情報提供を行うとき
- ④支給認定を行った市町村に対し報告等が必要なとき
- ⑤転園等の際に教育・保育の引継ぎ等を行うとき

(2) 個人情報の使用

- ①市町村が認定した世帯所得に基づく保育料等の情報
- ②提出された資料による子ども及び世帯の情報

16. 当園におけるその他の留意事項

登 降 園	登降園は、保護者が責任を持って送迎してください。また、送迎の方が代理のときは、必ず前もってご連絡ください。欠席される場合は、早めにご連絡ください。
投 棄	当園では原則的に投棄は行いません。
感 染 症	学校において予防すべき伝染病等の病気にかかったときは、登園する際に医師の許可が必要となります。
喫 煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想及び信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

17. その他

この重要事項説明書に定めるもののほか、園及び利用にあたっての詳細な留意事項等については、別途市のこども園等入所申込案内及び入園のしおり等において提示するものとします。

また、適宜プリントや掲示板によりお知らせしますのでご確認ください。